

第2次東浦町空家等対策計画(案)

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第6条の規定に基づき、東浦町における空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に実施するため「第2次東浦町空家等対策計画(案)」を作成し、広く皆様からの意見を募集します。

2 目的及び背景

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化などを背景に、居住その他の使用がなされていない空家等が増加しています。適切な管理がなされていない空家等については、防災、衛生、景観など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、社会問題の一つとなっています。

こうした空家等の問題に対処すべく、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)が2014年11月27日に公布され、2015年2月26日に一部施行、5月26日に全面施行されました。また、2023年12月13日には、空家等の適切な管理の確保や、その活用拡大に向けて、空家等対策の総合的な強化を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)によって空家法が改正され、「管理不全空家等」が定義されました。

空家法では、所有者等が自らの責任により適切な管理を行うことを前提としつつも、住民に最も身近な行政主体であり、空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村を、空家等対策の実施主体として位置付けています。

具体的な取組については、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(平成27年2月26日号外総務省・国土交通省告示第1号。令和5年12月13日改正、以下「基本指針」という。)で、実施体制の整備、空家等の実態把握、空家等対策計画の作成、空家等及びその跡地の活用の促進、特定空家等に対する措置の促進など、空家等に関する施策の実現について基本的な事項が示されています。

この基本指針に即して、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めることができることになりました。

前述した空家法の改正に伴う新たな制度が追加されたことや、今後も空家等が増加傾向にあることを踏まえ、対策をより一層推進するため「第2次東浦町空家等対策計画」の策定をします。